

立科町農畜産物認証制度「認証野菜」認証要領

(目的)

第1 この要領は、立科町農畜産物認証要綱(以下「要綱」という。)第10条の規定に基づき、立科町農畜産物認証制度認証野菜の基準(以下「認証野菜基準」という。)を定め、立科町農畜産物認証委員会(以下「委員会」という。)がこの基準に適合する野菜を審査・認証することを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、「認証野菜」とは、立科町で栽培された野菜を対象とし、認証野菜基準に適合したものをいう。

2 この要領において、「生産者」とは、認証野菜を生産する者をいう。

(認証対象)

第3 認証の対象は、当該年産の野菜とする。

(申請者)

第4 申請者は、個人・生産組織・その他委員会が認める者で、認証野菜の生産、販売を目指す者とする。

2 前記の「その他委員会が認める者」とは、販売業者等で生産者を統括し、かつ消費者に対して認証野菜についての責任を持つことができると委員会が認める者とする。

(生産者並びに販売者の基本姿勢)

第5 生産者並びに販売者は、消費者に信頼される「誠実」な生産や販売を行うと共に、良質な野菜の生産、並びに環境に負荷の少ない栽培を行いながら認証野菜の宣伝に努めるものとする。

(認証の基準)

第6 認証野菜基準は別表のとおりとする。

(申請)

第7 要綱第12条の規定による申請は、野菜部会が別に定める期日までに立科町農畜産物認証制度「認証野菜」認証申請書(様式1)を野菜部会部会長(以下「部会長」という。)に1部提出するものとする。

2 収穫後は、すみやかに立科町農畜産物認証制度「認証野菜」栽培実績等報告書(様式2)を部会長に1部提出するものとする。

(審査・認証基準及び方法)

第8 要綱第13条の規定による審査は、次の各号に掲げるところによる。

(1) 野菜部会(以下「部会」という。)は、提出された立科町農畜産物認証制度「認証野菜」認証申請書について書類審査を行うものとする。

(2) 部会は、認証野菜基準の確認及び申請書記載事項の確認のため、必要に応じて現地調査を行うものとする。

(3) 部会は、書類審査及び現地調査の結果を、委員会に報告するものとする。

(認証)

第9 要綱第15条の規定による認証は委員会が行い、認証書(様式4)を申請者に交付するものとする。

(認証野菜の表示)

第10 要綱第18条の規定による認証野菜の表示は、部会が別に定めるところにより行うこととする。

2 認証野菜の表示ができる期間は、認証日から認証野菜の出荷若しくは販売が終了するまでの期間とする。

(認証台帳)

第11 部会は、立科町農畜産物認証制度「認証野菜」認証台帳(様式5)を作成し、保管するものとする。

(認証野菜の調査等)

第12 部会は要綱第15条により認証を受けた「認証野菜」について、要綱12条の申請内容との適合状況について確認調査を実施し、委員会に報告しなければならない。

2 認証を受けた申請者(以下「認証申請者」という。)は、この確認調査等が行われる場合これに協力しなければならない。

3 認証申請者は、認証野菜の生産情報、販売先、数量等を確認できる書類を整えておかなければならない。

(申請の取消し)

第13 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、認証の取消しを行う。

(1) 認証申請者が、立科町農畜産物認証制度「認証野菜」申請取下げ書(様式3)を部会長に提出した場合。

(2) 前条の規程による確認調査の結果「認証基準」に適合しないと認められた場合。

(3) 前条の規程による確認調査に応じなかった場合又は事実上偽りが認められた場合。

(認証野菜の出荷結果報告)

第14 認証申請者は、認証野菜の出荷若しくは販売が終了した日から15日以内に立科町農畜産物認証制度「認証野菜」出荷実績報告書(様式6号)を部会長に1部提出するものとする。

(販売の自粛)

第15 認証申請者は、認証野菜の品質の劣化等が生じた場合は、認証野菜としての販売を自粛しなければならない。

(認証品のPR)

第16 認証許可者は、認証野菜並びに立科町農畜産物認証制度のPRに努めるものとする。

第17 この要領に規程するもののほか、必要な事項は別に定める

附 則

(施行期日)

この要領は、平成17年5月12日から施行する。

別表

基準項目	審査・確認方法	
対象品目	レタス、リーフレタス、ロメインレタスとする。	書類審査 申請書類及び実績報告書 で確認 現地確認 必要に応じて実施
生産地	立科町美上下地区内であること。	書類審査 申請書類及び実績報告書 で確認 現地確認 必要に応じて実施
化学肥料の制限	(1) 環境に負荷を掛けず、効率的な施肥をおこなわれていること。(土壌分析による施肥) (2) 堆肥等有機質資材を施用し、特別栽培慣行基準に比して、化学肥料による本圃への窒素施用量を 10% 以上削減していること。 (3) 別表に定められたいずれかの資材による施用がなされていること。	書類審査 申請書類及び実績報告書 で確認 栽培日誌、資材購入伝票 等との整合性を確認 現地確認 必要に応じて実施
農薬の必要最小限の使用	(1) 農薬取締法及び「農薬安全使用基準」が厳格に守られていること。 (2) 使用した農薬については栽培履歴として栽培日誌により管理されていること。	書類審査 申請書類及び実績報告書 で確認 栽培日誌、資材購入伝票 等との整合性を確認 現地確認 必要に応じて実施
環境にやさしい持続性の高い生産方式の取組み。	持続農業法に基づく長野県で定めた持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針に示された生産方式のうち、次に掲げる技術を導入した栽培が行われていること。 (1) 土づくり技術として、堆肥等有機質資材施用技術または緑肥作物利用技術のどちらかが導入されていること。 (2) 化学合成農薬低減技術のうちマルチ栽培技術が導入されていること。	書類審査 申請書類及び実績報告書 で確認 栽培日誌、資材購入伝票 等との整合性を確認 現地確認 必要に応じて実施
栽培履歴	(1) 全ての生産物についてその履歴が栽培日誌により管理され、公開が可能であること。 (2) 全てのほ場について 1 年に 1 回土壌分析がなされ、結果の記録が保残され、結果に基づく施肥がなされていること。	書類審査 栽培日誌、資材購入伝票 現地確認 必要に応じて実施

化学肥料の制限 別表

長野県特別栽培農産物地区慣行基準比(窒素成分量)

品 目	県基準(kg/10a)	認証基準(kg/10a)	備考
レタス	16	14.4	
リーフレタス	16	14.4	
ロメインレタス	16	14.4	

使用化学肥料基準

肥 料 名	窒素成分(%)	レタス (kg/10a)	リーフレタス (kg/10a)	ロメインレタス (kg/10a)	備考
渡辺農園タッチ	12	120	120	120	
硝磷加安S550	15	96	96	96	
しらかば野菜専用	15	96	96	96	
蓼科望月野菜専用	13	110	110	110	